

○ 「日本公庫資金円滑化貸付事業について」（平成 23 年 5 月 2 日付け 23 経営第 269 号農林水産省経営局長通知）新旧対照表

(下線部は改正部分)

改正後	現行
<p><u>IV 令和 2 年 7 月 3 日からの豪雨に係る貸付事業について</u></p> <p><u>第 1 目的</u></p> <p><u>令和 2 年 7 月 3 日からの豪雨（以下「令和 2 年 7 月豪雨」という。）により、農業者等に甚大な被害が発生しており、今後、経営を継続・再建するためには、農業用施設・機械等の復旧や再取得等に必要な資金の円滑な調達が重要となっている。</u></p> <p><u>しかしながら、令和 2 年 7 月豪雨により著しい被害を受けた農業者等（「被害農業者等」という。以下IVにおいて同じ。）においては、主要な事業用資産について、浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けており、融資対象物件担保以外の担保の確保が困難な状況であり、資金の円滑な融通が行われ難いケースの発生が見込まれているところである。</u></p> <p><u>このような事態に対応して、公庫は、これまで融資審査等において培ってきた農業経営に関するノウハウをいかしつつ、実質無担保・無保証人貸付を措置することで、被害農業者等の速やかな復旧のために必要な資金の円滑な融通を図ることとする。</u></p> <p><u>第 2 事業内容</u></p> <p><u>1 対象者</u></p> <p><u>第 1 の措置（「本措置」という。以下IVにおいて同じ。）の適用を受ける対象者は、被害農業者等で、令和 2 年 7 月豪雨により、その主要な事業用資産について、浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長から受けた者とする。</u></p>	<p>(新設)</p>

○ 「日本公庫資金円滑化貸付事業について」（平成 23 年 5 月 2 日付け 23 経営第 269 号農林水産省経営局長通知）新旧対照表

（下線部は改正部分）

<p><u>2 貸付金の使途</u> 本措置に係る対象資金は、次に掲げるとおりとする。なお、補助残融資資金については、原則として本措置の対象外とするが、災害復旧に係る事業を対象として融通される補助残融資資金に限り、本措置の対象とするものとする。</p> <p>(1) <u>農林漁業セーフティネット資金</u> (2) <u>農林漁業施設資金</u> (3) <u>農業基盤整備資金</u> (4) <u>農業経営基盤強化資金（農業経営基盤強化資金実施要綱第 3 に定める資金（同要綱第 3 の 2 の(7)に定める資金を除く。）をいう。）</u> (5) <u>経営体育成強化資金（経営体育成強化資金実施要綱第 2 の I に定める資金をいう。）</u></p> <p><u>3 貸付条件</u> 本措置に係る貸付金の貸付条件は、株式会社日本政策金融公庫業務方法書に定めるところによる。</p> <p><u>4 貸付方式</u> 本措置に係る貸付けは、公庫又は同公庫の受託金融機関からの直接貸付とする。</p> <p><u>5 貸付対象期間</u> 本措置に係る貸付対象期間は、令和 2 年 7 月 3 日から令和 3 年 3 月 31 日までとする。</p> <p><u>第 3 その他</u> 本措置は、公庫にとって債権保全リスクの増加を招くことから、これに見合う貸倒償却財源として、国から平成 11 年度から</p>	
--	--

○ 「日本公庫資金円滑化貸付事業について」（平成 23 年 5 月 2 日付け 23 経営第 269 号農林水産省経営局長通知）新旧対照表

(下線部は改正部分)

<p><u>平成 13 年度に支出した農林漁業金融公庫出資金の一部を原資とすることとするが、本措置による貸倒償却額は当該出資金の運用益の範囲内において賄うことを原則とする。</u></p>	
--	--

附 則（令和 2 年 7 月 31 日 2 経営第 1224 号）

この通知は、令和 2 年 7 月 31 日から施行し、令和 2 年 7 月 3 日から適用する。